

交渉結果説明書		
件名	2019年賃金確定等要求書	
提案日	令和元年10月21日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019千葉県人事委員会勧告での民間との格差(0.15%)を俸給に引き上げること。</li> <li>・ 期末・勤勉手当は、2019千葉県人事委員会勧告の0.05月分を期末手当で引上げること。</li> <li>・ 住居手当について、今回の人事院勧告でも改正が行われていることから家賃額の下限の引上げ、上限の引き上げを行うこと。</li> </ul>	
交渉日	労使の別	主張の要旨
R1.11.29 R1.12.4 R1.12.25 R2.1.30	当局側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間との間に差があること等を踏まえ、給料表の引上げのため、令和元年流山市議会第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</li> <li>・ 令和元年度千葉県人事委員会勧告に準じ、令和元年12月期の期末・勤勉手当を0.05月引上げ、令和2年度以降は6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるようにしたい。</li> <li>・ 令和元年度千葉県人事委員会勧告に準じ、令和2年度以降の住居手当における家賃の下限額を引上げ、住宅手当の支給上限額を引き上げたい。</li> </ul>
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年の千葉県人事委員会の勧告での民間との較差(0.15%)を俸給に引き上ること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末・勤勉手当は2019年千葉県人事委員会勧告の0.05月分を期末手当で引上げること。</li> <li>・ 住居手当(借家)については、今回の人事委員会勧告でも改正が行われていることから家賃額の下限の引上げ、上限の引上げをおこなうこと。</li> </ul>
--	--	---

### 交渉結果（合意内容）

#### 1 流山市一般職の給与改定について

(1) 令和元年度千葉県人事委員会の勧告を受け、平成31年4月1日から別紙のとおり給料表を改定（給料月額平均0.2%引上げ）するため、令和元年第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等を上程する。

可決後は、年度内に差額支給をする。

(2) 令和元年12月期の勤勉手当支給月数を0.925月から0.975月に引上げ支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数4.45月から4.5月）。また、令和2年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.25月とする。

(3) 令和2年度以降の住居手当における家賃の下限額を11,500円から16,000円に引き上げる。

住居手当の支給上限額を27,000円から28,000円に引き上げる。

住居手当の支給額が2,000円を超えて減額される者については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、減額の上限を2,000円とする。